

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

未払賃金が請求できる期間などが延長されました

2020年4月1日より労働基準法の一部が法改正され、未払賃金の請求できる期間が2020年4月1日以降に支払われる賃金より延長されましたのでご案内致します。今回の法改正はすべての労働者が対象となります。



1. 賃金請求権の消滅時効期間の延長

労働者の賃金請求権は、これまでは2年で時効によって消滅していましたが、今回の法改正で賃金が支払期日から5年に延長しつつ、**当分の間その期間は3年**となりました。

※退職金の請求権（現行5年）などの消滅時効期間などに変更はありません。

●時効期間の延長の対象となるもの

金品の返還、賃金の支払、非常時払、休業手当、出来高払制の保障給、時間外・休日労働等に対する割増賃金、年次有給休暇中の賃金、未成年者の賃金

2. 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

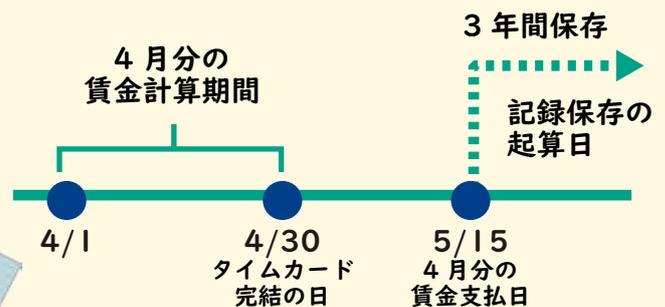
会社が保存すべき賃金台帳などの記録の保存期間について、5年に延長しつつ、**当分の間その期間は3年**となりました（改正前も3年）。

また、賃金の支払いに関する書類記録の保存期間の起算日が明確化されました。

●保存期間の延長の対象となるもの

- ① 労働者名簿
- ② 賃金台帳
- ③ 雇入れに関する書類…雇入決定に関する書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など
- ④ 解雇に関する書類…解雇決定に関する書類、解雇予告手当または退職手当の領収書など
- ⑤ 災害補償に関する書類…診断書、補償の支払、領収に関する書類など
- ⑥ 賃金に関する書類…賃金の決定に関する書類、昇給減給に関する書類など
- ⑦ その他の労働関係に関する重要な書類…出勤簿、タイムシート等の記録、労使協定の協定書、各種許認可書類、始業・就業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職に関する書類など
- ⑧ 労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録

※賃金の支払いに係る**②⑥⑦⑧**の記録に関する賃金の支払期日が記録した日より遅い場合は、賃金の支払期日が起算日となります。



3. 付加金の請求期間の延長

割増賃金などの支払いがされなかったなどの違反があった場合、付加金を請求できる期間がこれまでは2年で時効によって消滅していましたが、今回の法改正で賃金が支払期日から5年に延長しつつ、**当分の間その期間は3年**となりました。

付加金とは？

付加金とは、裁判所が労働者の請求により、会社に対して未払賃金に加えて支払を命じることができるもので、付加金の対象となるものは、解雇予告手当、休業手当、割増賃金、年次有給休暇中の賃金の4種類が対象となります。付加金として労働者が請求できる金額は、未払いとなっている賃金と同一の額となります。例えば、割増賃金が10万円未払いになっているとしますと、割増賃金の10万円と付加金の10万円の20万円を請求できます。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。